

「鎌倉市における宿泊税制度の導入」に対する意見募集の実施結果

1 実施概要

(1) 意見募集期間

令和8年6月8日（月）から令和8年7月8日（水）まで

(2) 意見提出方法

- 持参しての提出…観光課（市役所本庁舎 1 階）
- 回収箱への投函…本庁舎ロビー、各市立図書館
- 郵送・ファックス・Eメール

(3) 意見を提出できる方

- 市内に住所を有する方
- 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- 市内に事務所又は事業所を有する方
- 市内の学校に在学する方
- 市に対し納税義務を有する方
- この事案に関して利害関係を有すると認められる方

2 実施結果

(1) 意見総数

18 件（18 名）

(2) 意見に対する市の考え方

別紙のとおり